

不動産鑑定士フジミヤのまるっと相続塾

第92回



やり方次第で
これだけ差が出る
相続税土地評価

同族会社への 不動産売却に鑑定評価!



不動産鑑定士
藤宮 浩

profile
・フジ総合鑑定
URL https://fui-sogo.com

相続を専門に学べるまるっと相続塾の塾長。相続税土地評価のプロとして、創立27年間で5,800件もの相続税減額に携わってきた経験をもとに解説する。同族株主が保有する不動産を同族会社へ売却する場合、鑑定評価額を参考に売却を検討する大切さを伝えている。

今回は鑑定評価の事例です。東京都S区在住の田辺様は、資産管理法人（A法人）の代表者で、A法人では複数の土地を保有しています。田辺様のお父さまが他界し、お父さま名義のビル（甲ビル）とその敷地（乙土地）を、A法人の役員である弟さま2人と共有する形で相続されることになります。

弟ともに高齢になってきており、このまま相続が発生するところでの相続人に共有持ち分が相続されることになります。田辺様は、兄弟3人で話合い、各自が持つ土地と建物の共有持ち分をA法人に売却することにしたのです。

しかし問題になったのは、売却価格をいくらにするかということでした。当初、「相続税評価額」を売却価格にしようと考へ、顧問税理士にこのことを相談したところ、思ひぬ答えが返ってきました。

「甲ビルは主要駅の近くにあります。『時価』と『低額譲渡』とみなされ、乖離の額に応じた課税が行われることがある。それを避けるためにも、不動産鑑定士に『鑑定評価』を依頼したほうがよい」

田辺様は税理士のアドバイスに従うことを決め、その税理士の紹介により、当グループへ鑑定評価をご依頼いただけました。不動産の「遺産分割」や「親族間売買」「同族会社への売却」等、特殊関係者間での不動産取引では特に重視されます。

【時価】とは、「不特定多数の価値」である

不動産鑑定評価によって得られた価額は「不動産の適正な時価」を示すとされ、これは、法律上、不動産鑑定士のみとされています。これら要素を考慮して分析を行い、「適正な時価」を導き出すのが「不動産鑑定評価」であり、これがで

の者との自由な取引で成立する客観的な交換価値」をい、通常、第三者との間の取引で成立する価格をいいます。

一方、株主の大半が親族である同族会社に株主が不動産を譲渡する場合、特殊関係者間での取引となり、こうした中で成立する価格は、通常どは、設定した譲渡価額が適正かどうか、より厳密に調査する傾向にあります。

税法上は、株主が同族法人に対して時価の2分の1未満の価額で資産を譲渡した場合、時価である譲渡益に対して、所得税等が課税されます。また、2分の1以上の価額で譲渡した場合であっても、株主の所得税を不当に減少させることを目的とする事実が認められた場合には、時価で譲渡したものとみなされます。

田辺様のケースでは、法人

鑑定評価額を参考に不動産を売却

田辺様の案件では、現地調査、役所調査を行い、甲ビルについて、個人から贈与を受けたものとして法人税等が課税されます。

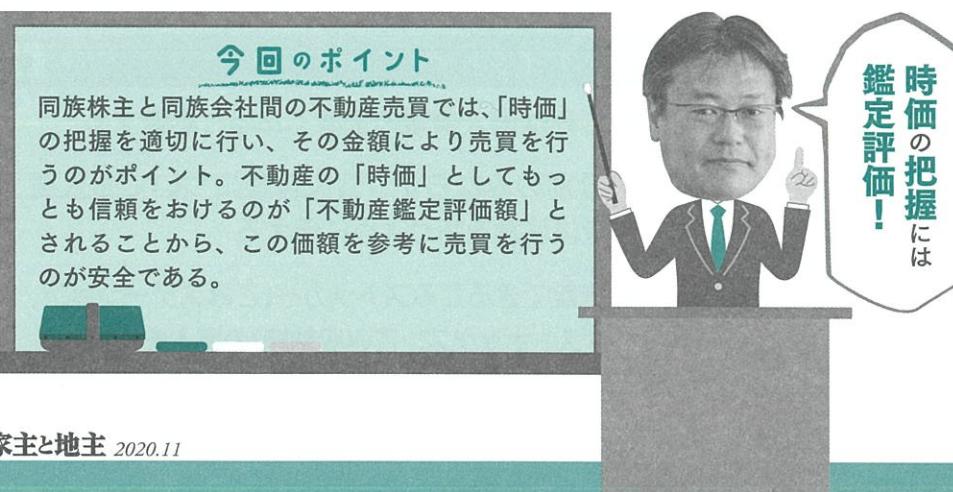
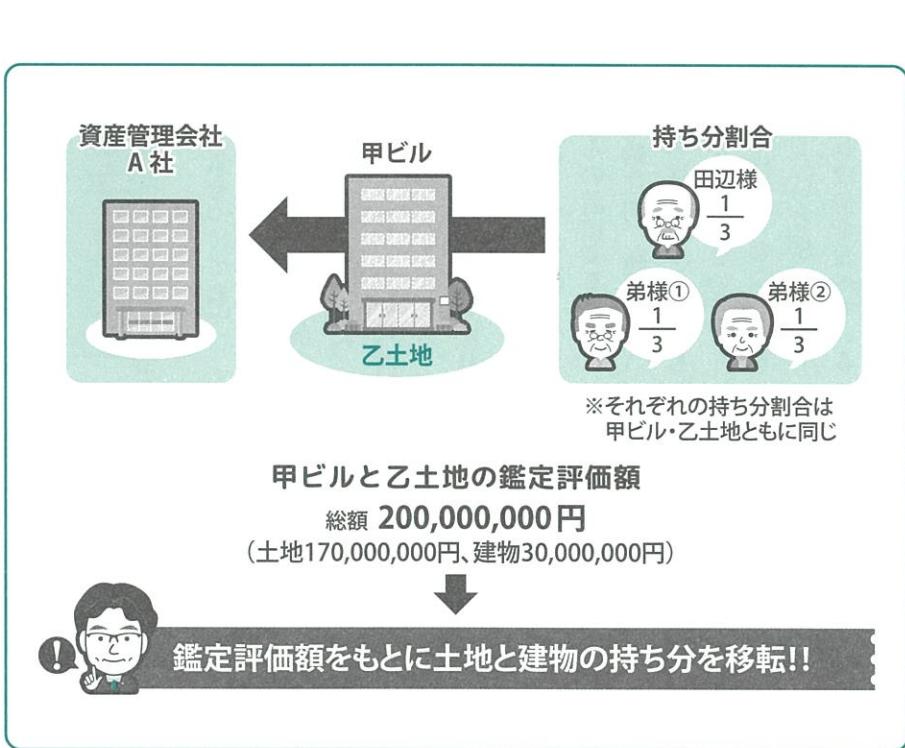
このように譲渡価額と「時価」に差があると、思われることとしては、「譲渡不動産と類似する不動産の売買実例を適切に行い、その金額で売買を行うことが重要です。

不動産の「時価」とされるものとしては、「譲渡不動産と類似する不動産の売買実例を適切に行い、その金額で売買を行うことがあります。

田辺様による不動産鑑定評価額」「不動産評価額」「不動産鑑定評価基準」に基づき評価を行うもので、それにより得られた価額は不動産の「適正な時価」を表示するとされていることがあります。

田辺様の場合は、現地調査

田辺様の案件では、現地調査



今回調査では、甲ビルの1階部分が違反建築物であることがわかり、こうした点を考慮すると、当初、不動産鑑定評価の「時価」として想定

していたよりも低い「鑑定評価額」となることが判明しました。

このことを報告すると、田辺様からは「不動産購入のために多額の資金が必要だと思っていたから、その負担が減るのはありがたい」と安堵の

声が聞かれました。その後、田辺様と弟さまは当グループが行つた鑑定評価の価額をもとに不動産売却を実行され、無事にA社に甲ビルと乙土地の名義を変更できました。